

1 食品表示について

規制法律、執行の流れ、表示方法フローチャート、
生鮮食品と間違えやすい加工食品、禁止されている表示

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

1 食品表示について

1.食品表示を規制している法律

- 1 「食品表示法」 → 食品表示基準
- 2 「農林物資の規格化等に関する法律(JAS法)」
- 3 「健康増進法」
- 4 「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」
- 5 「計量法」
- 6 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)」
- 7 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛トレーサビリティ法)」
- 8 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)」

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

1 食品表示について

2.食品表示法の執行の流れ

立入検査等 法第8条 第1項~第3項

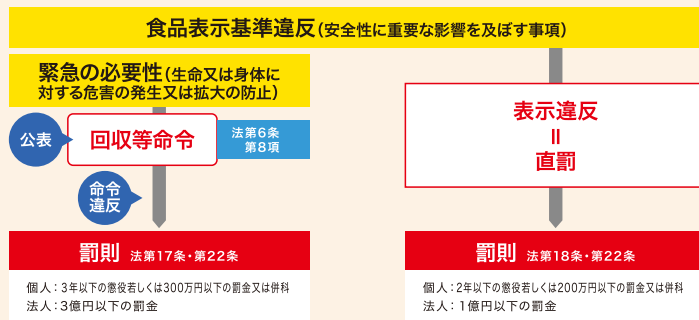


群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

1 食品表示について

2.食品表示法の執行の流れ

立入検査等 法第8条 第1項~第3項



群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

1 食品表示について

2.食品表示法の執行の流れ

立入検査等 法第8条 第1項～第3項

立入検査等を拒んだとき

罰則 法第21条・第22条

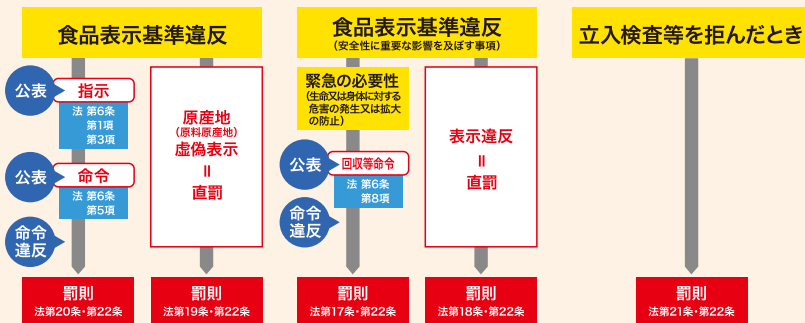
個人：50万円以下の罰金
法人：50万円以下の罰金

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

1 食品表示について

2.食品表示法の執行の流れ

立入検査等 法第8条 第1項～第3項



群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

1 食品表示について

[食品表示基準別表](#)
[群馬県HPへ](#)

3.表示方法フローチャート

ステップ1 食品の **情報** を確認する

○製造工程表
 ○原材料配合表
 ○原材料規格書 など

ステップ2 食品の **分類** を確認する

生鮮食品 か? 加工食品 か?

生鮮食品

 食品表示基準別表第2に該当する
農産物、畜産物、水産物

加工食品

 食品表示基準別表第1に該当する
農産加工品、畜産加工品、
水産加工品、調理食品 など

3.表示方法フローチャート
群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

1 食品表示について

[食品表示基準別表](#)
[群馬県HPへ](#)

3.表示方法フローチャート

ステップ2 食品の **分類** を確認する

生鮮食品

加工食品

ステップ3 食品表示の対象となるかを確認する

全ての生鮮食品
↓

表示対象

容器包装に入れられているか?
 ↓

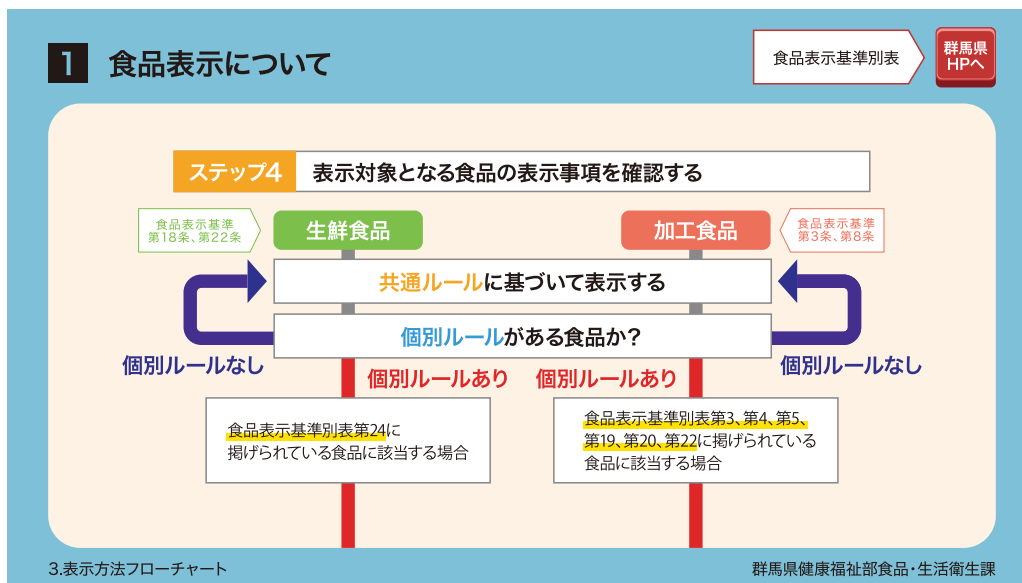
入れられている
表示対象

入れられていない
表示対象外

※牛肉の生食に係る注意喚起表示を除く

3.表示方法フローチャート
群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

食品表示ナビゲーション 1 食品表示について



1 食品表示について

食品表示基準別表

群馬県
HPへ

別表第24(生鮮食品の個別ルール)に掲げられている食品

- 玄米及び精米
- シアン化合物を含有する豆類
- しいたけ
- アボカド、あんず、おうとう、かんぎつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ぼれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんご
- 食肉(鳥獣の生肉(骨及び臓器を含む)に限る)
- 生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳
- 鶏の殻付き卵
- 水産物



群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

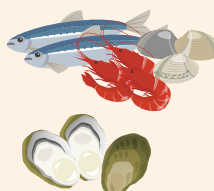
1 食品表示について

食品表示基準別表

群馬県
HPへ

別表第24(生鮮食品の個別ルール)に掲げられている食品

- 切り身又はむき身にした魚介類(生かき及びふぐを除く。)であって、生食用のもの(凍結させたものを除く。)
- ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用でないもの
- 切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用のもの
- 冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類(生かきを除く。)を凍結させたもの
- 生かき



別表第3、第4、第5、第19、第20、第22(加工食品の個別ルール)に掲げられている食品

群馬県
HPへ

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

1 食品表示について

食品表示基準Q&A

群馬県HPへ

4.生鮮食品と間違えやすい加工食品

<p style="text-align: center; color: #e91e63;">異種の生鮮食品 をカットして混合する場合</p> <p>サラダミックス フルーツ盛り合わせ 刺身の盛り合わせ 豚肉と牛肉の合挽肉 等</p>	<p style="text-align: center; color: #e91e63;">加熱処理(ブランチングを含む) 等を行った場合</p> <p>タケノコ水煮 ゆでゼンマイ 蒸しタコ ゆで卵 等</p>	<p style="text-align: center; color: #e91e63;">干し等の乾燥 を行った場合</p> <p>干しいたけ、切り干し大根 干し柿、するめ 等</p> <p style="font-size: 8px; color: #e91e63;">(注)農産物の収穫後に必ず乾燥が行われる米穀・雑穀・豆類については、乾燥したものでも生鮮食品として扱われます。</p>
<p style="text-align: center; color: #e91e63;">穀物等を原材料とする粉類</p> <p>小麦粉 米粉 そば粉 等</p>	<p style="text-align: center; color: #e91e63;">その他、生鮮食品に間違えやすい加工食品</p> <p>はちみつ 茶 精麦 等</p>	

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

1 食品表示について

食品表示基準Q&A

群馬県HPへ

5.禁止されている表示(食品表示基準第9条・第23条)

- 表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような用語
- 内容物を誤認させるような文字、絵、写真、その他の表示
- 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目を原材料とする食品にあつては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語
- 対象農作物以外の作物にあつては、当該農作物に関し、遺伝子組換えでないことを示す用語
- 別表第22の上欄に掲げる食品にあつては、同表の下欄に掲げる表示禁止事項の表示

など

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

1 食品表示について

食品表示基準Q&A

群馬県
HPへ

5. 禁止されている表示(食品表示基準第9条・第23条)

食品表示基準を定めている食品表示法以外にも禁止事項が定められている法律があります。

- 実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく優良又は有利であると誤認される表示(景品表示法)
- 健康保持増進効果等についての虚偽誇大広告(健康増進法)
- 医薬品の効能効果(薬機法)



表示内容について、消費者に説明できる具体的な表示根拠を持つ必要があります。消費者に説明ができない表示はできません。

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課